

平成18年5月12日

各 位

会社名 黒崎播磨株式会社
代表者名 取締役社長 平岡 照祥
(コード番号 5352 東証1, 福証)
問合せ先 取締役総務人事部長 石丸 誠
TEL 093-622-7224

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第115期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 当社事業の強化を図るため、現行定款第3条(目的)第1項第7号に事業目的を追加するものであります。
- (2) 会社法第939条第1項の規定に従い、より効果的かつ経済的な情報開示の方法である電子公告制度を採用するため、現行定款第4条(公告の方法)を変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を定めるため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 会社法施行規則第94条および第133条第3項ならびに会社計算規則第161条第4項および第162条第4項の規定に従い、コスト削減に資するよう株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するため、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 会社法第427条第1項の規定に従い、コーポレートガバナンスの観点から社外取締役および社外監査役の招聘を容易にするため、その責任を合理的な範囲に軽減する契約を締結することができる旨の規定として、第28条(社外取締役の責任限定契約)および第37条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

なお、社外取締役の責任軽減に関する規定(第28条)の新設については、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (7) 会社法第329条第2項の規定に従い、監査役が法定の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の監査役を選任することができるようになったことに伴い、その選任決議の有効期間について第31条(補欠監査役の選任に係る決議の効力)を新設するものであります。

- (8) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (9) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正等を行うものであります。
- (10) その他会社法の施行に伴う所要の変更を行うものであります。
- (11) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は黒崎播磨株式会社と称する。 英文では KROSAKI HARIMA CORPORATION と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>黒崎播磨株式会社</u> と称する。 英文では、 <u>KROSAKI HARIMA CORPORATION</u> と表示する。
(本店の所在地) 第 2 条 当社は本店を北九州市に置く。	(本店の所在地) 第 2 条 当社は、 <u>本店</u> を北九州市に置く。
(目的) 第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 3 条 当社は、 <u>次</u> の事業を営むことを目的とする。
(1) 耐火物、ファインセラミックス <u>及び</u> これらを使用する製品の設計、製 造、加工、販売	(1) 耐火物、ファインセラミックス <u>およ</u> <u>び</u> これらを使用する製品の設計、製 造、加工、販売
(2) 耐火物、ファインセラミックスを使 用する各種窯炉 <u>及び</u> 機器・装置の設 計、製作、施工、販売	(2) 耐火物、ファインセラミックスを使 用する各種窯炉 <u>および</u> 機器・装置の 設計、製作、施工、販売
(3) 耐火物、ファインセラミックスを製 造する工場、諸設備の設計、施工、 販売	(3) (現行どおり)
(4) 耐火原料 <u>及び</u> その他の鉱物の採掘、 加工、販売	(4) 耐火原料 <u>および</u> その他の鉱物の採 掘、加工、販売
(5) 土木、建築用材料の製造、加工、販 売	(5) (現行どおり)
(6) 土木工事、建築工事 <u>及び</u> 造園工事の 請負	(6) 土木工事、建築工事 <u>および</u> 造園工事 の請負
(7) 不動産の賃貸借 <u>及び</u> 管理	(7) 不動産の賃貸借 <u>および</u> 管理 <u>ならびに</u> <u>倉庫業</u>
(8) 産業用機器・装置の設計、製作、販 売	(8) (現行どおり)
(9) 前各号に附帯する事業	(9) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項のほか、当会社の経営上必要に応じ他の事業に投資し又は他の会社の発起人となることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は35,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>2. 前項のほか、当会社の経営上必要に応じ他の事業に投資しまたは他の会社の発起人となることができる。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、35,000万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 3. 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第10条 毎決算期における最終の株主名簿等に記載または記録されている株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(招集者) 第12条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議長) 第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。 取締役社長事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名に限る。 2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は17名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 当社は取締役会の決議をもって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>2. 取締役会長、取締役社長は各自会社を代表する。 そのほか取締役会の決議により会社を代表する取締役若干名を定めることができる。</p> <p>3. 取締役社長は業務を統轄する。 取締役副社長はこれを補佐し、取締役社長に事故あるときはこれを代行する。 専務取締役及び常務取締役は取締役社長、取締役副社長を補佐し業務を分掌する。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第21条 取締役の報酬は、株主総会でこれを定める。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、17名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会長は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会を招集しその議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長を欠き又は取締役会長に事故あるときは取締役社長、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より4日前までに発するものとする。 <u>ただし、急を要するときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 <u>取締役会に関する事項は、本定款に定めあるもののほか、取締役会規程の定めるところによる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第26条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第27条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第29条 <u>監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の報酬) 第30条 <u>監査役の報酬は、株主総会でこれを定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より4日前までに発するものとする。 <u>ただし、急を要するときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の議事録) 第32条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第29条 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第31条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、本定款に定めあるもののほか、監査役会規程の定めるところによる。</p>	<p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外監査役の責任限定契約) 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>(営業年度) 第34条 当社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p>	<p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金) 第35条 当社の利益配当金は毎営業年度末現在の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当) 第36条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に中間配当を行なうことができる。</p>	<p>(中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(除斥期間) 第37条 当社の利益配当金及び中間配当金は支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以 上